## 告 示

## 埼玉県告示第千三百五十八号

美里町役場に掲示し、 あるため、 法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のう 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同 同法第百八十九条の規定により、 その要旨を次のとおり告示する。 当該通知の ち次 内容をときが の者 の所在が不分明で わ町 で役場及び

令和五年十一月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 所在が不分明な者の氏名 (又は名称)

神岡さく、 清水利次、 清水利喜松、 高山登、 福島英夫、 福島英雄、 古川節雄、

松本清英

二 通知の要旨

1 0 たこと。 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 があ

口 よること。 年十月十七 変更に係る保安林 日付埼玉県告示第千二百号  $\mathcal{O}$ 所在 場所及び変更後の指定施業要件に (保安林の指定施業要件 9 V の変更予定) ては、 令和五